

平成29年7月27日 招集

平成29年門真市教育委員会第7回定例会

議案書

(追加)

門真市教育委員会

議事日程（追加）

門真市教育委員会第7回定例会
平成29年7月27日（木）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第9	議案第31号	門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に伴う意見聴取について	1

議案第31号

門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に伴う意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第2項の規定により、門真市長から門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則を制定するにあたり次のとおり意見聴取があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

平成29年7月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

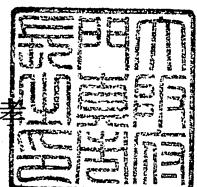
門真市立幼保連携型認定こども園に関する事務について教育委員会の意見を聞く事項を定めることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第2項の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。



門こ保第 562 号
平成 29 年 7 月 24 日

門真市教育委員会教育長
久木元 秀平 様

門真市長 宮本 一孝



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 2 項の規定に基づく意見聴取について

このことについて、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則」の制定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会へ別添規則案についての意見を求める。

門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定により門真市立幼保連携型認定こども園に関する事務について門真市教育委員会の意見を聴く事務は、次のとおりとする。

- (1) 門真市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定
- (2) 門真市立幼保連携型認定こども園の設置、廃止及び休止
- (3) 前2号に掲げるもののほか、門真市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。